

伊豆市犯罪被害者等支援推進計画



令和4年7月

伊 豆 市

目 次

第 1 章	推進計画策定の意義	1
1	推進計画策定の目的	
2	本計画の位置づけ	
3	計画の期間	
第 2 章	犯罪被害者等支援について	2
1	支援施策の位置づけと分類	
2	支援の目的と体制	
第 3 章	基本理念と取組の方向性	4
1	個人の尊厳を尊重した支援	
2	理解と配慮	
3	継続的な支援	
4	連携による支援	
第 4 章	重点項目	6
1	犯罪被害者等に対する各種情報提供	
2	精神的・経済的支援	
3	理解の促進	
第 5 章	推進施策	7
1	推進施策（重点項目 1）犯罪被害者等に対する各種情報提供（第 7 条関係）	
2	推進施策（重点項目 2）精神的・経済的支援（第 8 条～第 10 条関係）	
3	推進施策（重点項目 3）理解の促進（第 11 条関係）	
第 6 章	推進計画の進行管理	13
資料編 1	犯罪被害者等給付金の概要	15
資料編 2	伊豆市犯罪被害者等見舞金の概要	15
資料編 3	静岡県内における事件・事故の推移等	16
資料編 4	大仁警察署管内における事件・事故の推移等	17
資料編 5	伊豆市犯罪被害者等支援条例・施行規則	18

第1章 推進計画策定の意義

1 推進計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけでなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困窮、誹謗中傷などの二次的被害にも苦しめられることが多く、平穏な生活を取り戻すようになるには多くの人々による社会的支援を必要とします。

そこで、国は、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成17年に犯罪被害者等基本法を施行しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し地域の状況に応じた施策を作成・実施することを地方公共団体の責務としており、静岡県では、平成27年に静岡県犯罪被害者等支援条例を施行し、平成28年に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

このようなことから、伊豆市では令和4年1月1日に「伊豆市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を施行しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関して目的、基本理念、市及び市民等の責務や講ずべき施策などを定めています。

そして、このたび策定する「伊豆市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、市条例第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和4年7月1日から令和9年3月31日までとします。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置づけと分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安心して暮らせる地域社会に密接な関わりを持つものです。ここでは支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体となり市民の安全・安心に資するものです。

防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であり、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくる施策であるのに対し、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策をすり抜けて発生してしまった犯罪被害に対する「事後の措置」として位置づけるものです。

犯罪被害を受けないことが第一ですが、もし遭ってしまったときに犯罪被害者等が一日も早い被害の軽減・回復に役立つ体制を整備することは、安心して暮らせる地域社会を実現することに一層資するものです。

(2) 支援施策の分類

伊豆市の犯罪被害者等支援施策は、大きく三つに分類されます。

① 市条例による支援

市条例（含、施行規則）の個別の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した施策で、具体例としては、見舞金の給付（市条例第8条）があげられます。

② 庁内連携による支援

本市の各課には犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係各課間で連携協力しながら適用することで犯罪被害者等支援策として機能するものです。

③ 関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、令和4年1月に締結した大仁警察署及び静岡犯罪被害者支援センター（以下「犯罪被害者支援センター」という。）との連携協定に基づき、相互の補完的な関係性において各組織の長所を生かした効果的な支援を実施するものです。具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、連携して市の支援制度の説明や申請の補助を実施することがあげられます。

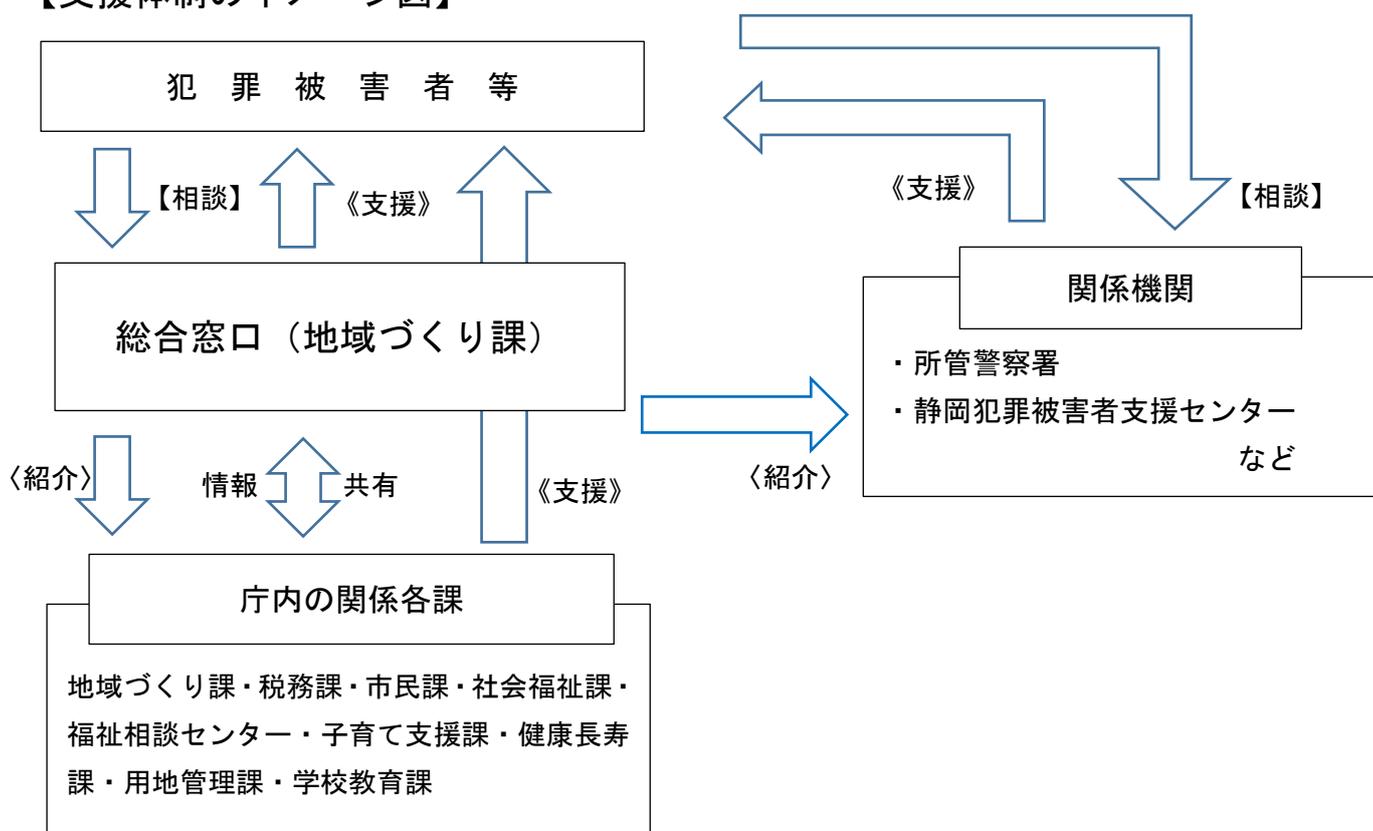
2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、重点を置くべきは、各種支援策を通じて受けた被害を軽減及び回復し、平穏な生活を一日でも早く、少しでも多く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状況は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するためには関係機関の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が必要になることから、市による支援策の提供をはじめ、関係機関との連携による支援が重要になります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心に、関連する業務を行う関係各課との連携を図るとともに、犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき、所管警察署及び犯罪被害者支援センターと連携し支援を実施します。

【支援体制のイメージ図】



第3章 基本理念と取組の方向性

伊豆市は、市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪被害者等の人としての尊厳を尊重し、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、犯罪被害を受けたときから平穏な生活を取り戻すまでの間、関係機関等と連携し継続的な支援が可能となるよう4つの基本理念と取組の方向性を示します。

1 個人の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等は、誰もが犯罪被害者等となりうる現実社会の中で、思いも寄らず被害者となってしまうものであります。

その尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならないにも関わらず、被害者の実態を理解されず、場合によってはあらぬ誤解を受け社会から疎外され孤立することが少なくありませんでした。

犯罪被害者等のための支援は、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

支援等の実施者は、このことを念頭に置き、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

2 理解と配慮

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状況により千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、まずこのような事情を理解した上で行う必要があります、個々の事情に配慮し、適切な支援活動を行います。

3 継続的な支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでには長時間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化します。

犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状況や就労など生活環境の回復にかかわる支援が必要となります。

支援内容が変化することは、適用される制度や関係課等が変わることも多いため、制度や関係課等が変わっても継続性を持って支援を行います。

4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、個々の状況等によって必要とする支援は異なります。

また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援を実施するためには関係機関等の連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも十分に配慮した上で、関係機関と情報を共有し連携強化を図りながら支援を行います。

第4章 重点項目

伊豆市は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう施策の実施においては、以下の3点を重点項目として設定し、それぞれの充実に向けた取り組みを進めていきます。なお、この3点は、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」との整合を図ることで一層効果的な支援を行うものです。

1 犯罪被害者等に対する各種情報提供

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害のほかに、未知の様々な問題に直面することとなりますが、これらを自力で解決していくことは非常に困難であると思われれます。このため、必要に応じて相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことが必要です。

そこで、犯罪被害者支援に関する相談を総合的に行う窓口を市役所に設置することにより犯罪被害者等が最小限の労力でより多くの情報提供や支援を受けることができるよう努めます。

2 精神的・経済的支援

(1) 犯罪被害者等は、犯罪等による精神的なショックのほか、被害直後はもちろんのこと、障がいが残るなどの中長期的な心身の不調など様々なものがあり時間の経過とともに変化するといわれています。そのような精神状態に寄り添い、回復の支援に努めます。

(2) 犯罪被害者本人が死亡したり、怪我をしたりして働けなくなったなどの場合は、収入が途絶える一方で、様々な出費により生活が困窮することがありますが、国の給付金制度は手続きに時間を要することから、当座の生活資金に不安が残ります。

そこで、本市は各種経済的支援の情報提供をするとともに、独自の見舞金を短期間で給付することで経済的負担の緩和に努めます。

(3) 上記(1)と(2)は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個々の状況等によって必要とする支援が異なり、また、多様な方面における支援が求められるため、関係機関等の支援が途切れることなく、それぞれが役割を果たしていくとともに、相互に連携し支援に努めます。

3 理解の促進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、多くの人々の理解が必要となります。

周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、寄り添い、平穏な生活を取り戻す支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解を促進するよう努めます。

第5章 推進施策

伊豆市は、市条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のために、次のように重点項目毎に推進施策を設定します。

1 推進施策（重点項目1）

犯罪被害者等に対する各種情報提供（市条例第7条関係）

(1) 総合的に行うための窓口の設置（市条例第7条第1項）

【目指す姿】

市役所に総合的な窓口を設置することで、犯罪被害者等の負担軽減を図り、最小限の労力でより多くの情報や支援を受けられるようにします。

推進施策	内 容	担当課
総合窓口の設置	犯罪被害者等の相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置します。また、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。	地域づくり課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	地域づくり課
法テラスの支援制度の案内	法テラスの民事法律扶助制度（経済的に困窮した者が法的トラブルに遭った時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行うもの）について案内します。	地域づくり課

(2) 相談及び情報の提供等（市条例第7条第2項）

【目指す姿】

犯罪被害者等が必要とする支援について、個々の状況に配慮しながら関連する制度や関係各課、関係機関の情報を提供します。

推進施策	内 容	担当課
生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	社会福祉課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安のある場合の相談対応を行います。	健康長寿課 (地域包括支援センター)
障害者差別解消法に関する相談対応	障害者差別解消法に関する障がい者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。	社会福祉課
障がい者虐待に関する相談対応	犯罪被害者等が障がい者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。	社会福祉課
DV相談受付、関係機関との情報共有	DVに関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。	子育て支援課
DV被害者に対する自立支援	DV被害者に対する自立支援の援助を行います。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉貸付金制度の案内	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（静岡県事業）の案内を行います。	子育て支援課
犯罪被害者等の子育てに関する相談受付	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	子育て支援課
子どもの虐待被害相談対応	子どもの虐待被害に関する相談対応（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。	学校教育課（就学児） 子育て支援課 (未就学児)
スクールカウンセラーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒の在校する学校にスクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課

2 推進施策（重点項目2）

精神的・経済的支援（市条例第8～10条関係）

(1) 見舞金の給付（市条例第8条）

【目指す姿】

犯罪被害者等が死亡又は全治1か月以上の負傷疾病を負った場合に見舞金を給付します。また、被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携により犯罪被害等に関する情報収集を行います。

推進施策	内容	担当課
見舞金の給付・制度内容等の案内	見舞金の給付対象となる事件が発生した場合、被害者等に対し速やかに給付手続きを案内します。	地域づくり課
犯罪被害等に関する情報収集	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携による情報収集を行います。	地域づくり課

(2) 生活の支援（市条例第9条）

【目指す姿】

平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じて対応します。

推進施策	内容	担当課
手続き等における移動の付添い	犯罪被害者等の求めに応じて、付添いを行います。	地域づくり課 (関係各課)
市の様々な申請等手続きの補助	犯罪被害者等の求めに応じて、市の様々な申請手続きの補助を行います。	地域づくり課 (関係各課)
生活福祉資金貸付制度の案内	生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会事業）の説明と手続きを案内します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続きを行います。	社会福祉課
第三者による傷病届出制度の案内	第三者による傷病届出制度の説明と手続きを案内します。	市民課（国民・後期） 健康長寿課（介護）
療養費・高額療養費の支給制度の案内	療養費及び高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	市民課
障害年金制度の案内	障害年金の説明と手続きを案内します。	市民課
障害者手帳の説明と手続き案内	障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続きを案内します。	社会福祉課

障がい者に対する障害福祉サービス制度の案内	障がい者に対する障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
障がい者に対する医療費助成制度の案内	障がい者に対する医療助成制度（重度障害者（児）医療費助成・精神障害者医療費助成）の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
地域活動支援センター利用案内	障がい者の地域生活を支援することを目的とする事業の利用案内をします。	社会福祉課
自立支援医療費の負担軽減制度の案内	自立支援医療費（更生医療、育成医療、精神通院）の説明と手続きを案内します。	社会福祉課
市税の減免・控除の案内	市税の減免、控除又は納税の猶予を受けるための説明と手続き（住民税、固定資産税、医療費控除、寡婦控除等）を案内します。	税務課
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の案内	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の説明と手続きを案内します。	税務課 市民課
児童扶養手当の案内	児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	子育て支援課
ひとり親家庭への医療費助成の案内	ひとり親家庭等医療費助成の説明と手続きを案内します。	子育て支援課
就学援助制度の案内	伊豆市立の小・中学校及び小中一貫校に通うお子さんがいる保護者のうち、要保護者、準要保護者に該当される方に就学援助制度の説明と手続きを案内します。	学校教育課
幼児教育・保育の無償化の案内	幼児教育・保育の無償化の説明と手続きを案内します。	子育て支援課
再被害に対する安全対策	再被害に対する警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。	地域づくり課
DV被害者の避難所への一時保護	DV被害者の避難所への一時保護を行います。	子育て支援課
被虐待児童の一時保護	被虐待児童の一時保護を行います。	子育て支援課

被虐待障がい者の一時保護	被虐待障がい者の一時保護を行います。	社会福祉課
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行います。	健康長寿課
学校における虐待発見時の通知義務	学校における虐待発見時の通知義務を周知徹底します。	学校教育課
児童養護施設等の入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行います。	子育て支援課
高齢者施設等の入所支援	被虐待高齢者の施設入所支援を行います。	健康長寿課
障害者施設等の入所支援	被虐待障がい者の施設入所支援を行います。	社会福祉課
DV被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する住民基本台帳の閲覧制限や各種証明（住民票・戸籍附票含む）の発行制限を行います。	子育て支援課
警察・犯罪被害者支援センター・関係各課への情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得た上で、警察や犯罪被害者支援センター・関係各課に情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	地域づくり課

(3) 居住の安定（市条例第10条）

【目指す姿】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる市営住宅等の情報を提供します。

推進施策	内容	担当課
犯罪被害者等に対する市営住宅等情報の提供	犯罪行為により住宅に住めなくなり、一時的あるいは中長期的な住居を確保する必要がある場合、市営住宅等の情報を提供します。	用地管理課 地域づくり課
犯罪現場のハウスクリーニングの協議	自宅が犯罪行為の現場となった場合、ハウスクリーニングについて警察と協議します。	地域づくり課

3 推進施策（重点項目3）

理解の促進（市条例第11条）

(1) 市民への理解の促進（市条例第11条）

【目指す姿】

多くの市民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者等を支えることができるよう、広報啓発に努めます。

推進施策	内容	担当課
広報紙やホームページの活用	見舞金の給付対象となる事件が発生した場合、犯罪被害者等に対し速やかに給付手続きを案内します。	地域づくり課
犯罪被害等に関する情報収集	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた広報を行い、市民への理解を促進します。	地域づくり課
こころの教育推進による理解の促進	こころの教育の推進により、犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。	健康長寿課 学校教育課

(2) 支援に従事する職員等に対する研修等

【目指す姿】

多くの市民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者等を支えることができるよう、広報啓発に努めます。

推進施策	内容	担当課
研修会への参加	犯罪被害者支援に従事する職員向け研修会への参加による知識・技能の向上に努めます。	地域づくり課
関係機関等との連携協力	関係機関、民間支援組織等との連携強化を図ります。	地域づくり課
職員への研修	研修等に参加することにより理解の促進を図ります。	地域づくり課
他自治体との情報交換	研修等で他自治体と相互の情報交換等を行うことでネットワークを構築します。	地域づくり課

第6章 推進計画の進行管理

本計画に基づく支援をより効果的に実施するため、関係機関及び関係課による支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

資料編

資料編 1 犯罪被害者等給付金の概要

犯 罪 被 害 者 等 給 付		
遺族給付	重傷病給付	障害給付金
<u>給付額（最高額～最低額）</u> 生活維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円 それ以外の場合 1,210万円～320万円 ○給付を受けられる人 犯罪被害者の第一順位の遺族	<u>給付額（上限額 120万円）</u> 負傷又は疾病にかかった日から3年間における医療費の自己負担相当額に休業損害を考慮した額の合計 ○給付を受けられる人 犯罪行為によって重傷病（1ヶ月以上の療養、かつ、3日以上以上の入院を要する負傷又は疾病。精神疾患の場合には1ヶ月以上の療養、かつ、3日以上労務に就けない程度。）を負った犯罪被害者本人	<u>給付額</u> 重度の障害（障害等級第1級から第3級までに該当する障害）が残った場合 3,974.4万円～1,056万円 それ以外の場合 1,269.6万円～18万円 ○給付を受けられる人 被害が残った犯罪被害者本人

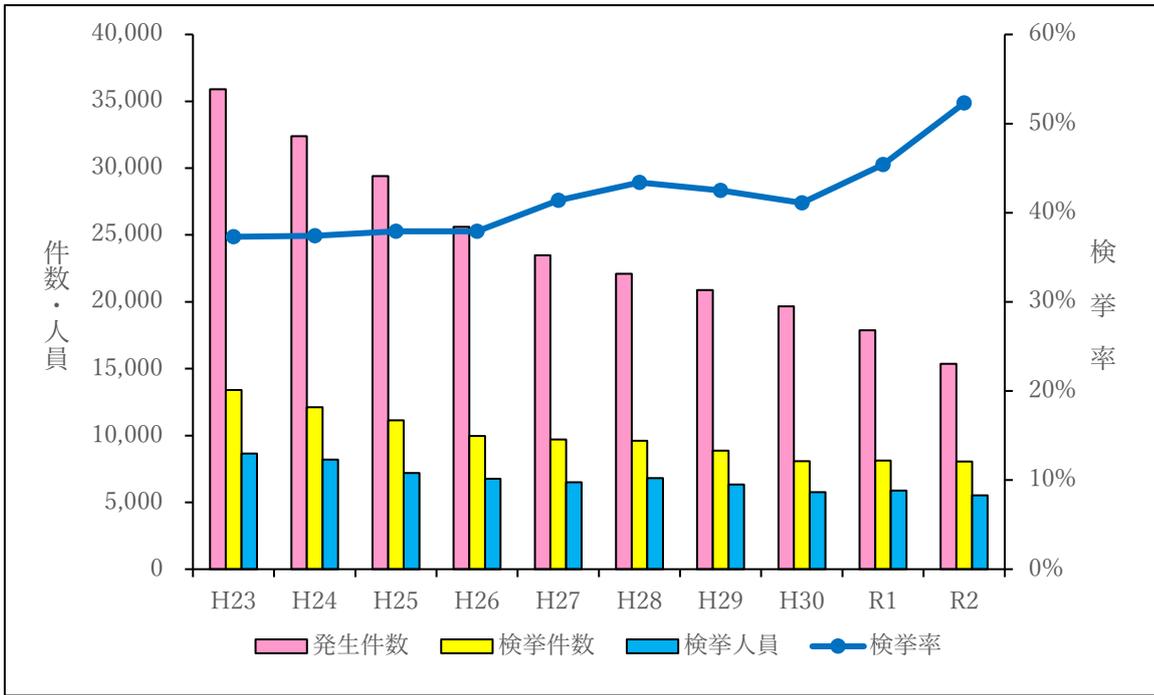
「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」より

資料編 2 伊豆市犯罪被害者等見舞金の概要

遺族見舞金	重傷病者見舞金
<u>給付額（30万円）</u> ○給付を受けられる人 犯罪等により死亡した者の遺族（死亡の時に、その者と生計を一にしていた者で、犯罪等により死亡した者の配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹） ※重傷病者見舞金の給付を受けた者が、当該見舞金に係る犯罪等が原因で死亡した場合、遺族見舞金に規定する額から重傷病者見舞金に規定する額を控除した額（20万円）を給付する。	<u>給付額（10万円）</u> ○給付を受けられる人 犯罪等により重傷病（1ヶ月以上の療養を要する負傷又は疾病）を負った者

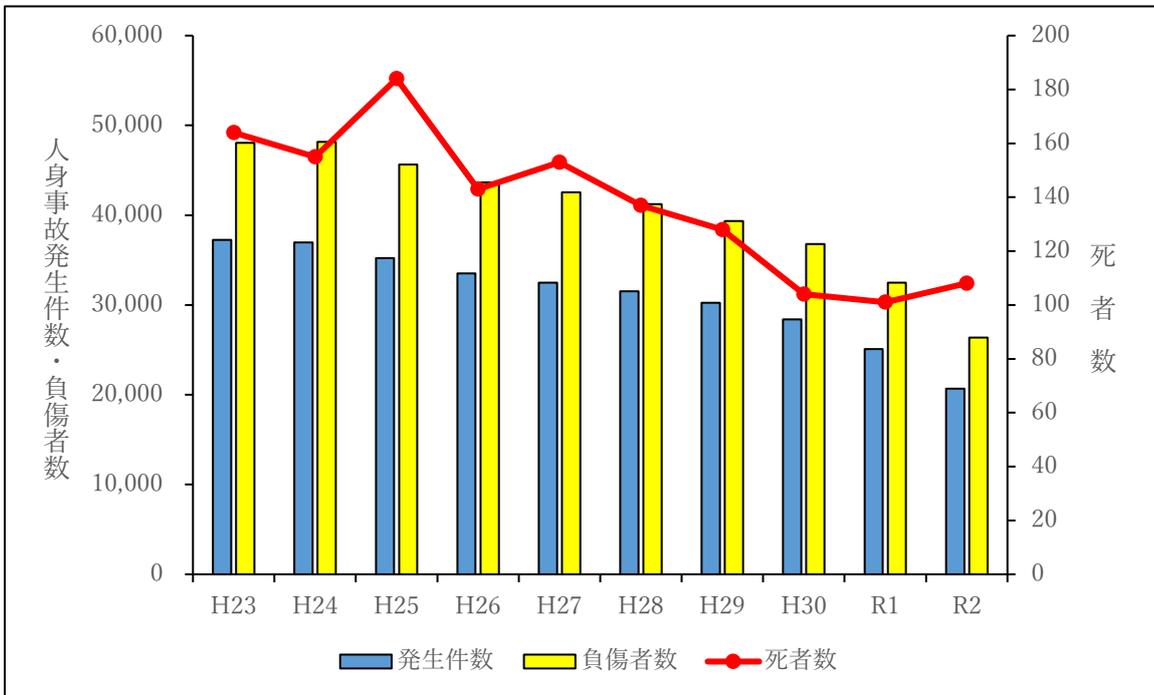
資料編 3 静岡県内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



「犯罪と交通事故のあらまし」参照

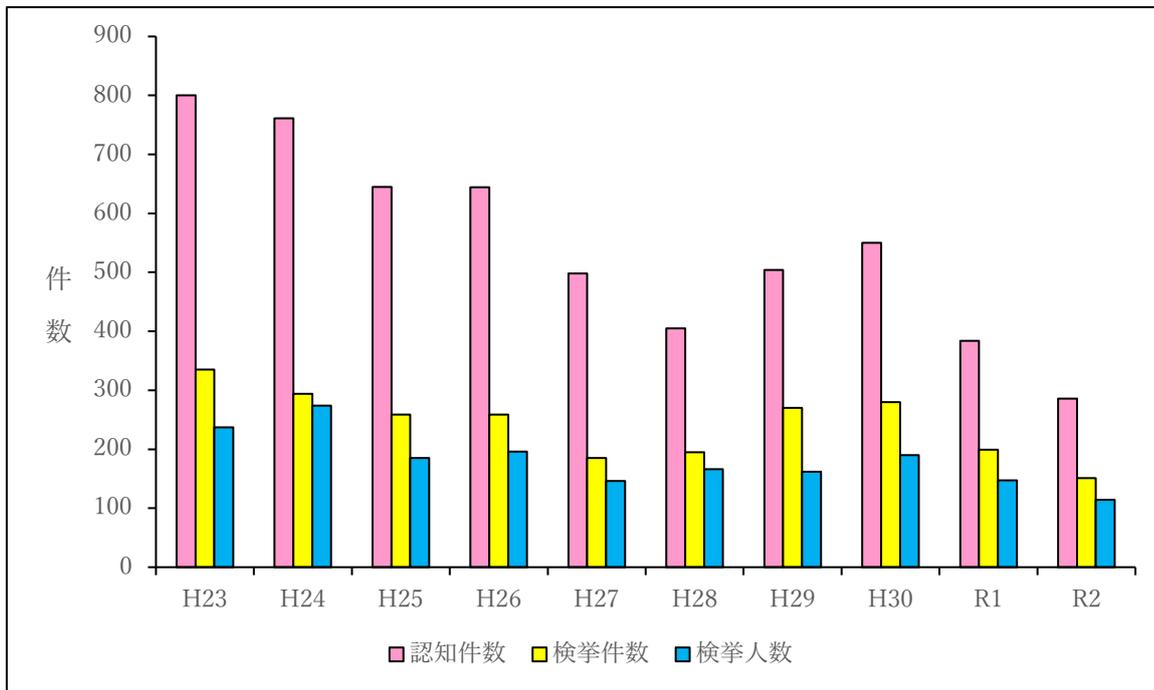
2 交通事故の推移



「犯罪と交通事故のあらまし」参照

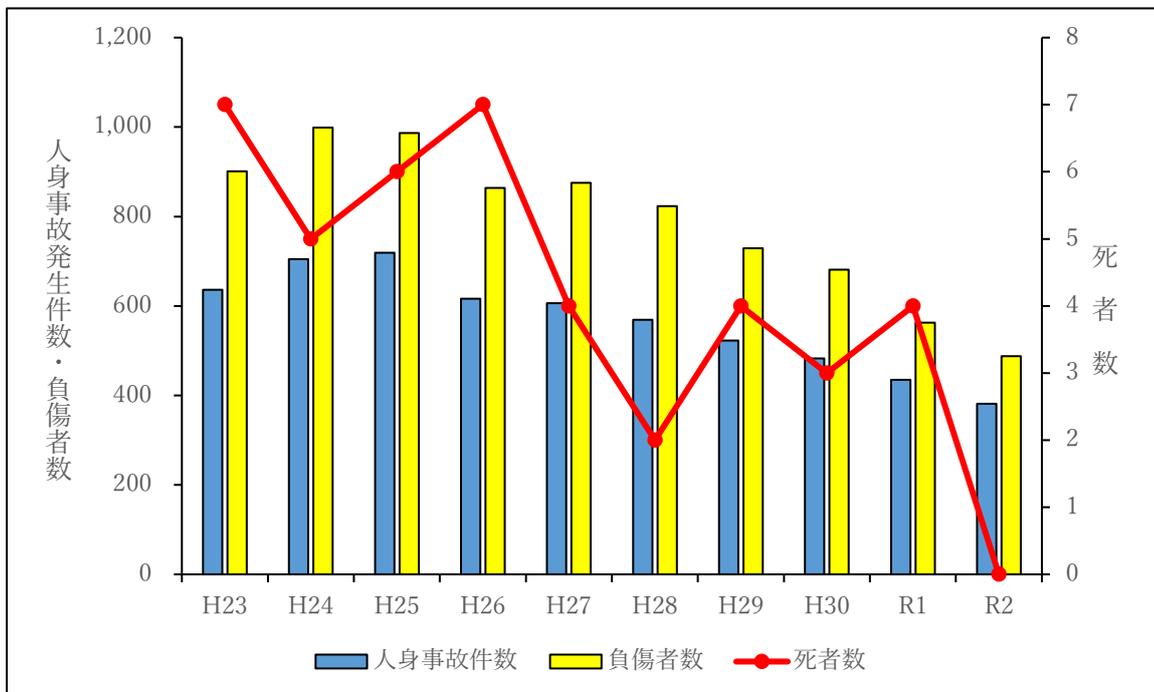
資料編 4 大仁警察署管内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



「犯罪と交通事故のあらまし」参照

2 交通事故の推移



「犯罪と交通事故のあらまし」参照

資料編 5 伊豆市犯罪被害者等支援条例・施行規則

伊豆市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定め、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 関係機関等 国、静岡県その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (5) 市民等 市民並びに市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないようにするため犯罪被害者等に関する個人情報取り扱いについて十分に配慮されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、関係機関等が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援について協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第6条 市は、犯罪被害者等支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報提供)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、犯罪被害者等の相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、適切な情報の提供及び助言を行うものとする。

(見舞金の給付)

第8条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、規則で定めるところにより、犯罪等による被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(日常生活支援)

第9条 市は、犯罪被害者等である市民が平穏な日常生活を取り戻すために必要と認める支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等である市民に対して、居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(理解の促進)

第11条 市は、市民等が犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活等への配慮の重要性に関する理解を深めることができるよう必要な広報、啓発等を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行し、第8条の規定は、同日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

伊豆市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市犯罪被害者等支援条例(令和3年伊豆市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合的な窓口)

第2条 条例第7条の総合的な窓口(以下「窓口」という。)で犯罪被害者等からの相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等により能力向上に努めなければならない。

2 窓口で受けた相談については、犯罪被害者等相談受付票(様式第1号)に記載するものとする。

(見舞金の給付対象者)

第3条 条例第8条の見舞金(以下「見舞金」という。)の給付対象者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪等により死亡した者(当該犯罪等が行われた時において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されていた者に限る。以下同じ。)の遺族

(2) 重傷病見舞金 犯罪等により重傷病(負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1月以上であるものをいう。)を負った者(当該犯罪等が行われた時から第5条第1項の規定による申請を行う時までの間、住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、見舞金の給付の対象となる犯罪等の被害が自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第16条第1項(同法第23条の3第1項において準用する場合を含む。)の支払いの対象となるときその他市長が見舞金の給付の対象とすることが適当でないと認めるときは、前項各号に定める者を給付の対象としない。ただし、当該犯罪等の被害が発生した事情等から市長が見舞金の給付が必要と認めるときは、この限りではない。

3 第1項第1号の遺族は、犯罪等により被害を受けた者(以下「犯罪被害者」という。)の死亡の時において、その者と生計を一にしていた者(住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものに限る。)で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪等により死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第6条第1号において同じ。)

(2) 犯罪等により死亡した者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

4 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して当該遺族見舞金を給付するものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める

額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する見舞金の給付を受けた者が当該見舞金に係る犯罪等が原因で死亡した場合の同項第1号に規定する見舞金の額は、同号に規定する額から同項第2号に規定する額を控除した額とする。

(見舞金の申請)

第5条 見舞金の給付を受けようとする者は、犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(様式第2号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長へ申請するものとする。

(1) 第3条第1項第1号の見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪等により被害を被った者である市民との続柄を証する戸籍等、地方公共団体が発行する証明書

ウ 見舞金受給代表者選定に関する届出書(様式第3号。第3条第4項に規定する代表者が申請する場合に限る。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 第3条第1項第2号の見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、死亡又は負傷疾病の原因となった犯罪等が発生してから1年以内にしなければならない。ただし、第3条第1項第2号の見舞金を受けた者に係る同項第1号の見舞金の申請については、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、代理人に委任することができる。

(見舞金の給付の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を給付しないことができる。

(1) 犯罪被害者と加害者との間に同居の関係又は親族関係(加害者が犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である関係をいう。)が認められるとき。

(2) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に当該犯罪等を教唆し、又は幫助する行為があったとき。

(3) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による暴行、脅迫等当該犯罪等を誘発する行為があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が見舞金の給付を行うことが適当でないとき。

(見舞金給付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い給付の可否を決定し、申請者に対し犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付する旨の決定をしたときは、速やかに犯罪被害者等見舞金を給付するものとする。

(給付決定の取消し等)

第8条 市長は、第5条第1項の規定による申請を行った者が偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、及び既に給付した見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

(報告の徴収等)

第9条 市長は、見舞金の給付を適切に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の給付を適切に行うため必要があると認めるときは、第7条の規定により見舞金の給付の決定を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。